

# 令和8年度京都支部事業計画（案）

令和8年1月19日  
令和7年度第3回評議会

## 令和8年度 全国健康保険協会 事業計画（案）

京都支部（令和8年度）	京都支部（令和7年度）
<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○ <b>健全な財政運営 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において医療費・健診等データ分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかししながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢</p> <p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○ <b>健全な財政運営 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において医療費・健診等データ分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊</p>	

## 【機密性 2】

者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。

協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

### ○ 業務改革の実践と業務品質の向上

#### ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 《業務 G》

- ・電子申請の導入及びマイナ保険証への移行に伴う保険証の廃止等、事務処理における環境の変化に対して、その環境に適した事務処理体制を構築したうえで、定着に向けた取り組みを推進し、業務効率化を図る。
- ・現金給付等業務について、勉強会等の積極的な実施により職員の業務知識の向上を図るとともに、前捌き業務及び確認業務の一斉実施や各職員における複数業務のたすき掛けを行い、職員個々の多能化を推進することで、業務量の多寡や優先度に応じた事務処理体制の強化を促進し、生産性の向上を図る。
- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底することにより、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・電子申請を利用することによる利便性について積極的に広報等で周知することにより、利用を促進し事務処理の効率化を図る。また、データ分析ツールを用いて申請書の自動審査状況等を分析し、阻害要因及びその対応策を検討のうえ、HP 等広報にて周知することで、加入者のリテラシー向上を促進し、事務処理の効率化を図る。

の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

### ○ 業務改革の実践と業務品質の向上

#### ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 《業務 G》

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化や電子申請及びコールセンターの導入等、事務処理における環境の変化に対して、その環境に適した事務処理体制を構築することで業務効率化を推進する。
- ・現金給付等業務について、勉強会等の積極的な実施により職員の業務知識の向上を図るとともに、前捌き業務及び確認業務における一斉実施や各職員が複数業務を担当することにより、職員個々の多能化を推進することで、業務量の多寡や優先度に応じた事務処理体制の強化を促進し、生産性の向上を図る。
- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底することにより、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・データ分析ツールを用いて申請書の自動審査状況等を分析し、阻害要因及びその対応策を検討のうえ、HP 等広報にて周知することで、加入者のリテラシー向上を促進し、事務処理の効率化を図る。

## 【機密性 2】

- ・主任を中心とした組織運営のもと、職員全員が課題を共有し、改善策が提案できるよう組織力の強化を図ることにより、業務品質及び生産性の向上に対する職員の意識改革を促進する。

- ・主任を中心とした組織運営のもと、職員全員が課題を共有し、改善策が提案できるよう組織力の強化を図ることにより、業務品質及び生産性の向上に対する職員の意識改革を促進する。

### 【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

## ② サービス水準の向上 《業務 G》

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に、傷病手当金や出産手当金等の生活保障の有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。また、加入者への迅速な給付金を支給するため、前捌き業務や確認業務等の一斉実施により、正確性を担保するとともに可能な限り事務処理における平均所要日数を維持する。

- ・加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。

- ・職員の法制度にかかる知識や説明能力向上のための人材育成を行うことにより、相談対応スキルの標準化や品質向上を推進し、加入者に寄り添った相談業務を実施するとともに、相談体制のさらなる充実を図る。

## ② サービス水準の向上 《業務 G》

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に、傷病手当金や出産手当金等の生活保障の有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。また、前捌き業務や確認業務等の一斉実施により、正確性を担保したうえで可能な限り事務処理における所要日数の短縮に努めることで、加入者への迅速な給付金の支給を実現する。

- ・加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026 年 1 月に導入予定となる電子申請について、適切に周知・広報することで加入者の利便性の更なる向上を図る。

- ・コールセンター導入後の支部への入電状況に対応した電話相談体制を再構築することで、相談業務の効率化を図る。

- ・職員の法制度にかかる知識や説明能力向上のための人材育成を行うことにより、相談対応スキルの標準化を推進し、加入者に寄り添った相談業務を実施することで、お客様満足度の向上を図る。

## 【機密性 2】

- ・国際化対応への取り組みとなるコールセンターや記入の手引きの多言語化について、HP や広報にて周知することにより利用を促進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見等から業務の課題を洗い出し、改善を図ることで、さらなる加入者サービスの向上に取り組む。

- ・国際化対応への取り組みとなるコールセンターや記入の手引きの多言語化について、HP や広報にて周知することにより利用を促進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見等から業務の課題を洗い出し、改善を図ることで、さらなる加入者サービスの向上に取り組む。

### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を **100%**とする
- 2) サービススタンダードの**平均所要日数 7 日以内を維持**する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を**対前年度以下**とする。

### ③ 現金給付等の適正化の推進 《業務 G》

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の事後調査におけるデータ分析ツールを用いた支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を **100%**とする
- 2) サービススタンダードの**平均所要日数 7 日以内を維持**する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を**対前年度以下**とする。

### ③ 現金給付等の適正化の推進 《業務 G》

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・現金給付の事後調査におけるデータ分析ツールを用いた支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給

## 【機密性 2】

給付適正化 PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返すいわゆる「部位ころがし」や 1 件あたりの申請額が高額な申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や、疑義が生じた場合は面接確認委員会を実施する等、重点的に審査を行うとともに、不正の疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格再確認業務について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業所の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への電話、文書での提出勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、調査等において日本年金機構をはじめとする関係機関と確実に連携する。また、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

### ④ レセプト内容点検の精度向上 《レセプト G》

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を優先する等、内容点検効果の高いレセプトを重点

の可否を再確認するとともに、必要に応じて保険給付適正化 PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。

- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す（いわゆる「部位ころがし」）や 1 件あたりの申請額が高額な申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や、疑義が生じた場合は面接確認委員会を実施する等、重点的に審査を行うとともに、不正の疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格再確認業務について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

### ④ レセプト点検の精度向上 《レセプト G》

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先

## 【機密性 2】

<p><u>的に点検する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、明確な回答を求め連携を図る。<u>なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。</u>また、近畿ブロック各支部と情報連携のうえ、審査結果の不合理な差異等については、社会保険診療報酬支払基金の各相談窓口へ申し入れを行う。</li><li>・再審査査定結果等から点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、個々の状況に応じた点検手法の改善を図る。また、<u>外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会、点検員間の指導や助言等を通じた育成体制の強化により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。</u></li><li>・<u>点検員の点検領域の多能化や新規採用による点検員の増員を進めることにより、点検体制の強化を図る。</u></li><li>・資格点検、外傷点検関係事務において、業務マニュアルに基づき事務処理の標準化、簡素化を図り、システムを最大限活用した効果的かつ効率的な点検を実施する。</li></ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について<u>対前年度以上</u>とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を<u>対前年度以上</u>とする</p>	<p>的かつ重点的に審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、明確な回答を求め連携を図る。また、近畿ブロック各支部と情報連携のうえ、審査結果の不合理な差異等については、社会保険診療報酬支払基金の各相談窓口へ申し入れを行う。</li><li>・再審査査定結果等から点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、個々の状況に応じた点検手法の改善及び点検体制の整備を行い、勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li><li>・資格点検、外傷点検関係事務において、業務マニュアルに基づき事務処理の標準化、簡素化を図り、システムを最大限活用した効率化及び可視化を行い、進捗確認を徹底のうえ、着実かつ確実に実施する。</li></ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について<u>対前年度以上</u>とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を<u>対前年度以上</u>とする</p>
---	--

## ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 《レセプト G》

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・支部独自催告用封筒の活用等により、接触率を高め、保険者間調整を積極的に活用するとともに、高額債務者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施して、債権回収率の向上を図る。
- ・無資格受診による返納金の調定件数や調定金額の増加を抑制するため、事業所から早期かつ適正な加入者の資格関係による届出が行われるよう、日本年金機構と連携するとともに、資格確認書の確実な回収に向けて周知広報を実施する。
- ・保険料率算定時に計上される、返納金（資格喪失後受診、業務上傷病）、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権について、支部保険料率を踏まえた目標回収額を設定。目標達成に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・各担当者による情報連携を強化し、全職員の多能化やたすき掛けによる業務体制を進めて、事務処理の標準化、効率化、簡素化を徹底し業務の生産性を向上させる。

## ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 《レセプト G》

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・支部独自催告用封筒の活用等により、接触率を高め、保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証及び資格確認書の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。
- ・保険料率算定時に計上される、返納金（資格喪失後受診、業務上傷病）、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権について、支部保険料率を踏まえた目標回収額を設定。目標達成に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・各担当者による情報連携を強化し全職員の多能化を図り、事務処理の標準化、効率化、簡素化を徹底し業務の生産性を向上させる。

## 【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な

<p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を<u>対前年度以上</u>とする</p> <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底 《全 G 共通》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療 DX の基盤である<u>マイナ保険証</u>について、<u>利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティング</u>をしながら効果的に、加入者・事業主に<u>マイナ保険証</u>の制度の概要やメリットなどの広報を行う。</li><li>・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li><li>・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し、<u>未収録者の登録を進める</u>。</li><li>・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し、<u>正確なマイナンバーの収録</u>を行う。</li></ul> <p>ii) 電子申請等の推進 《業務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和 8）年 1 月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。</li></ul>	<p>（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を<u>対前年度以上</u>とする</p> <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>① オンライン資格確認等システムの周知徹底 《全 G 共通》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療 DX の基盤であるオンライン資格確認システムの制度概要やメリットを関係団体と連携し、加入者・事業主に周知する。特に 2023（令和 5 年）より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li><li>・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。</li><li>・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。</li></ul> <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 《業務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に経過措置が終了しても、すべての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</li></ul>
---	--

### iii) DX を活用した事業の推進 《企画総務 G》

・令和 8 年 1 月からスタートするけんぽアプリを、「加入者 4,000 万人とつながるプラットフォーム」としていくために、加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。

#### 【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

#### 【重要度：高】

2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和 7 年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるも、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○ データ分析に基づく事業実施

#### ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 《企画総務 G》

・医療費の適正化や加入者の健康増進に向けて、京都府や各市町村と連携し

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○ データ分析に基づく事業実施

#### ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 《企画総務 G》

・医療費の適正化に向けて、京都府と連携して地域別医療費や健康課題等の

## 【機密性 2】

<p>て地域別医療費や健康課題等の分析を行い、<u>分析結果を自治体等と連携事業で活用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業態別の健康課題や健康宣言の効果、<u>未治療者受診率等</u>のデータ分析結果を取り纏めた健康データブックを活用し、働き方の見直しや健康づくりを促すような発信を行う。</li><li>・<u>傷病手当金データ等、協会けんぽが保有する様々なデータ</u>を複合的に捉えて分析を行い、自支部の特徴や課題を把握して効果的な健康づくり事業や広報等の実施に繋げる。</li><li>・情報系システムを活用して、効果的・効率的に業務を推進する。</li><li>・本部における統計分析研修や本部より提供される「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等を活用した人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li></ul>	<p>分析を行い、自治体等との連携事業で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業態別の健康課題や健康宣言の効果等のデータ分析結果を取り纏めた健康データブックを活用し、働き方の見直しや健康づくりを促すような発信を行う。</li><li>・協会けんぽが保有する様々なデータを複合的に捉えて分析を行い、自支部の特徴や課題を把握して効果的な健康づくり事業等の実施に繋げる。</li><li>・情報系システムを活用して、効果的・効率的に業務を推進する。</li><li>・本部における統計分析研修や本部より提供される「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等を活用した人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li></ul>
<p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業態別健康課題への対応策等、調査研究において外部有識者の知見を活用し、エビデンスに基づいた情報発信を行う。</li></ul>	<p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業態別健康課題への対応策等、調査研究において外部有識者の知見を活用し、エビデンスに基づいた情報発信を行う。</li></ul>

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

③ 好事例の横展開 《企画総務 G》

- ・本部主導型パイロット事業実施支部の取り組みや、データ分析や事業企画を本部とプロジェクト対象 3 支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」の結果に基づいて、京都支部において効果的な事業を実施する。
- ・他支部の実施事業について、好事例があれば支部の事業に取り入れることで、より効果的な事業実施を図る。特に健康課題が共通している支部とは情報を共有しながら事業を進めていく。
- ・地域保険と連携したモデル事業を参考にし、地域・職域連携の一層の推進に向けて、京都府国民健康保険連合会等と協働して健康意識啓発等を行うことで、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

③ 好事例の横展開 《企画総務 G》

- ・本部主導型パイロット事業実施支部の取り組みや、データ分析や事業企画を本部とプロジェクト対象 3 支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」の結果に基づいて、京都支部において効果的な事業を実施する。
- ・他支部の実施事業について、好事例があれば支部の事業に取り入れることで、より効果的な事業実施を図る。特に健康課題が共通している支部とは情報を共有しながら事業を進めていく。
- ・地域保険と連携したモデル事業を参考にし、京都府国民健康保険連合会等と協働して健康意識啓発等を行うことで、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財

## 【機密性 2】

<p>高い。</p> <p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進 《保健 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。対策を進めるべき重大な疾患に、引き続き心疾患を据え、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」のほか、情報系システム等のツールを用いて地域や業態分析も行い PDCA サイクルを回し取組の実効性を高める。</li></ul>	<p>政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまで地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象 3 支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進 《保健 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。対策を進めるべき重大な疾患に第 2 期に引き続き心疾患を据え、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」のほか、情報系システム等のツールを用いて地域や業態分析も行い PDCA サイクルを回し取組の実効性を高める。</li></ul>
--	---

## 【機密性 2】

- ・人間ドックをはじめとする保健事業を推進し、加入者のニーズに合わせた健診が選択できる体制を確保し、より受診しやすい環境を整備する。
- ・事業者訪問等、事業所を通じた受診勧奨やヘルスリテラシーの向上を促すことで、加入者の健康維持増進を図る。

### ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 《保健 G》

- ・大規模事業所訪問等、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的、効果的な受診勧奨を実施する。
- ・労働局等関係団体と連携し業態別の取り組みを実施し、効果的な受診勧奨を行う。
- ・市町村や自治体と連携し、がん検診の同時実施等も含んだ地域ぐるみの受診勧奨を実施するとともに、地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点を踏まえ、支部におけるノウハウ等も共有し、小学生等への健康教育に取り組む。
- ・人間ドック健診の創設を契機として、健診機関の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大を図る。
- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30 歳の若年者への対象拡大に加え、節目健診の促進、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を

### ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 《保健 G》

- ・健診の受診勧奨対策
- ・引き続き、更なる保健事業拡大のため生活習慣病予防健診の一般健診の自己負担軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ十分な周知・広報を実施する。また、事業者健診結果の提供勧奨と併せて生活習慣病予防健診への切替えを案内する。
- ・健診カルテ、事業所別業態別健康課題の活用等による効率的・効果的な受診勧奨
- ・健診機関の実情や導入状況を確認し、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進とともに、京都府・京都労働局をはじめ関係団体等と連携し事業主へのアプローチを強化
- ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大
- ・大手健診機関との連携を強化し、健診機関ごとの実情に応じた効率的・効果的な受診勧奨
- ・健診推進経費見直しに伴う実施者数拡大
- ・「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨の取組の推進

## 【機密性 2】

<p><u>活用した受診勧奨等の取組を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健診体系の見直しとして <u>2027（令和 9）年度</u>に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・健診体系の見直し（保健事業の一層の推進）として、2026 年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象にした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</li><li>・G I Sを活用した効果的な受診勧奨</li><li>・事業主へのアプローチをすることにより、事業所への効果的な特定健診の周知</li></ul>
<p><b>【重要度：高】</b></p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p><b>【重要度：高】</b></p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p>
<p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：<u>364,427 人</u><ul style="list-style-type: none"><li>・生活習慣病予防健診 実施率 <u>71.4%</u> (実施見込者数：<u>260,201 人</u>)</li><li>・事業者健診データ 取得率 7.3% (取得見込者数：<u>26,603 人</u>)</li></ul></li><li>■ 被扶養者（実施対象者数：<u>90,354 人</u><ul style="list-style-type: none"><li>・特定健康診査 実施率 <u>35.7%</u></li></ul></li></ul>	<p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：<u>356,075 人</u><ul style="list-style-type: none"><li>・生活習慣病予防健診 実施率 71.1% (実施見込者数：<u>253,169 人</u>)</li><li>・事業者健診データ 取得率 7.3% (取得見込者数：<u>25,993 人</u>)</li></ul></li><li>■ 被扶養者（実施対象者数：<u>91,895 人</u><ul style="list-style-type: none"><li>・特定健康診査 実施率 34.5%</li></ul></li></ul>

## 【機密性 2】

<p>(実施見込者数 : <u>32,256 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>71.4%以上</u>とする 2) 事業者健診データ取得率を <u>7.3%以上</u>とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>35.7%以上</u>とする</li></ul> <p>③ <b>特定保健指導実施率及び質の向上 《保健 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定保健指導実施率向上のため健診・保健指導・医療機関への受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく広報を実施する。</li><li>・<u>健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</u></li><li>・<u>大規模健診機関との戦略会議等をはじめとする個別な課題に対する対応を行い、健診機関との連携を強化することで実施率向上に取り組む。</u></li><li>・<u>人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。</u></li><li>・<u>質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。</u></li><li>・<u>特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。</u></li><li>・<u>検診車における保健指導実施率向上に向けた事業を提案し実施する。</u></li><li>・<u>遠隔面談等の ICT を活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</u></li><li>・<u>「健診サポート機関の設置（トータルヘルスケアサポート）」を継続して実施す</u></li></ul>	<p>(実施見込者数 : <u>31,704 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>71.1%以上</u>とする 2) 事業者健診データ取得率を <u>7.3%以上</u>とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>34.5%以上</u>とする</li></ul> <p>③ <b>特定保健指導実施率及び質の向上 《保健 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定保健指導実施率向上のため健診・保健指導・医療機関への受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく広報を実施する。</li><li>・<u>経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、業態、事業所規模ごとの特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する事例を収集し横展開を図る。また、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。</u></li><li>・<u>特定保健指導の業態別の成功事例の収集活用</u></li><li>・<u>保健指導推進経費見直しに伴う実施者数拡大</u></li><li>・<u>健診当日の初回面談実施拡大に向けた大規模健診機関への働きかけ、及び事業所とも連携した取組みの推進</u></li><li>・<u>健診機関へのサポートと進捗管理強化による指導実施件数の向上</u></li><li>・<u>質を確保しつつ外部委託等も活用し ICT 等特定保健指導の多様化に対応した受診勧奨の強化</u></li><li>・<u>「健診サポート機関の設置（トータルヘルスケアサポート）」の継続実施</u></li></ul>
--	--

## 【機密性 2】

る。

- ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 cm・体重 2 kg 減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 cm・体重 1 kg 減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

### 【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

### 【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

#### ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：55,066人）

- ・特定保健指導 実施率 25.0%

（実施見込者数：13,767人）

#### ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,437人）

- ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

- ・コラボヘルスとも連携した特定保健指導実施率の低い大規模事業所への訪問
- ・保健師、管理栄養士はチーム勉強会や研修会等を通じ特定保健指導の質の向上を図ると共に新たな人事評価制度を活用した取組の推進

### 【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

### 【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

#### ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：54,157人）

- ・特定保健指導 実施率 21.8%

（実施見込者数：11,806人）

#### ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,727人）

## 【機密性 2】

- ・特定保健指導 実施率 21.3%  
(実施見込者数 : 519 人)

- KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 25.0%以上とする  
2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 21.3%以上とする

### ④ 重症化予防対策の推進 《保健 G》

- ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・要精密検査・要治療と判断された者に対して、早期に医療機関への受診を促す受診勧奨（0次勧奨）を拡大し実施する。
- ・胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施するとともに、他のがん検査項目における受診勧奨についても、実施に向けて検討を行う。
- ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を実施する。

- ・特定保健指導 実施率 20.2%  
(実施見込者数 : 551 人)

- KPI : 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 21.8%以上とする  
2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 20.2%以上とする

### ④ 重症化予防対策の推進 《保健 G》

- ・未治療者の受診率の向上を図るため健診から保健指導・受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し血圧・血糖、LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。特に受診率の低いLDLコレステロール高値者への受診勧奨を強化
- ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施
- ・支部による電話勧奨及び特定保健指導面談時の受診勧奨の実施
- ・血圧・血糖、LDLコレステロール高値者に対する健診機関による受診勧奨の実施
- ・従業員が治療の放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。また、事業所訪問時には健診後の早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・トータルヘルスケアサポートを引き続き活用し、健診機関と協働した早期介入による受診勧奨を実施
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
- ・市郡医師会・かかりつけ医との連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
- ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議等での意見発信、情報交換
- ・健診結果を複合的に捉えた疾病予防

## 【機密性 2】

<p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする</p> <p>（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康づくりの取組事例共有サイトへの事業所による事例投稿機能の運用を開始するとともに、当サイトの広報を積極的に行い、多くの事業所に活用いただることで健康経営の普及促進を図る。</li><li>・加入者のヘルスリテラシー向上と事業所ステータス向上を目的とした「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大とフォローアップの強化を行う。</li><li>・健康保険委員登録、健康宣言エントリー、健康経営の実践と段階的にステップアップしながら健康経営に取り組む「健康経営チャレンジプログラム」の推進</li><li>・未宣言事業所の健康保険委員に対する宣言勧奨の強化</li><li>・健康経営の普及促進を目的として運用しているランディングページ（LP）のコンテンツ拡充</li><li>・メンタルヘルスに関するアンケートの実施及び実施結果に基づく職場の課題解決</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・健診項目単体ではなく複合的に未来のリスクを把握し、健康リスクが高い層に対して、自治体や業界団体等の関係団体と連携した健康づくり事業を実施する。また、保健指導員への研修を行うことで保健指導において活用する。</li><li>・データ分析結果に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチを行うことで、加入者の健康に向けた行動を促す。</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする</p> <p>（※）令和 7 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・様々な特徴を持つ事業所に合った健康づくりの取組好事例を検索可能とする事例共有サイトを作成する。</li><li>・加入者のヘルスリテラシー向上と事業所ステータス向上を目的とした「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大とフォローアップの強化を行う。</li><li>・健康保険委員登録、健康宣言エントリー、健康経営の実践と段階的にステップアップしながら健康経営に取り組む「健康経営チャレンジプログラム」の推進</li><li>・未宣言事業所の健康保険委員に対する宣言勧奨の強化</li><li>・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施</li></ul>
---	---

## 【機密性 2】

<p>と取組みの質向上を目的としたセミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催</li><li>・事業所や産業保健総合支援センターや健診機関と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の推進</li><li>・<u>傷病手当金データを使用した事業所のメンタルヘルス不調者に対する復職支援体制の分析結果を活用した情報発信を行う。</u></li><li>・事業所の健康課題見える化した「事業所カルテ」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ</li><li>・健康保持・増進を目的として、健康経営の取り組みが顕著な企業との連携等、事業所に対する健康経営の実践サポートを実施する</li><li>・高齢者人口の増加見通しを踏まえ、プレフレイルの予防等、地域の自治体・保健所等と連携しながら将来の介護予防に向けた啓発を実施する</li><li>・京都府等関係団体が実施するイベント等と連携したモデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施</li><li>・商工会議所等関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進及び SDGs の視点も踏まえた健康教育に取り組む</li><li>・京都府・市町村と連携し、京都府や市町村の健康増進計画を踏まえた地域と職域をつなぐ健康づくりの実施</li><li>・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ</li><li>・京都府主催の「ヘルス博 Kyoto」をはじめ健康づくりイベント等を通じて、広く京都府民の健康意識の醸成を図る</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催</li><li>・事業所や産業保健総合支援センターや健診機関と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の推進</li><li>・事業所のメンタルヘルス不調者に対する復職支援体制を推進するため、傷病手当金データ等をもとに調査分析を行い、分析結果の情報発信を行う。</li><li>・事業所の健康課題見える化した「事業所カルテ」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ</li><li>・健康保持・増進を目的として、健康経営の取り組みが顕著な企業との連携等、事業所に対する健康経営の実践サポートを実施する</li><li>・高齢者人口の増加見通しを踏まえ、プレフレイルの予防等、地域の自治体・保健所等と連携しながら将来の介護予防に向けた啓発を実施する</li><li>・京都府等関係団体が実施するイベント等と連携したモデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施</li><li>・商工会議所等関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進及び SDGs の視点も踏まえた健康教育に取り組む</li><li>・京都府・市町村と連携し、京都府や市町村の健康増進計画を踏まえた地域と職域をつなぐ健康づくりの実施</li><li>・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ</li><li>・京都府主催の「ヘルス博 Kyoto」をはじめ健康づくりイベント等を通じて、広く京都府民の健康意識の醸成を図る</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者</p>
---	--

## 【機密性 2】

の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

### ■ KPI：健康宣言事業所数を 1,750 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

## ○ 医療費適正化

### ① 医療資源の適正使用 《企画総務 G》

#### i ) ジェネリック医薬品の使用促進

・データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上でさらなる使用促進を図る。

・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。

・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。

#### ii ) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

・国の方針（※ 1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

（※ 1）「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」

の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

### ■ KPI：健康宣言事業所数を 1,400 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

## ○ 医療費適正化

### ① 医療資源の適正使用 《企画総務 G》

・ジェネリック医薬品および 2023（令和 5）年度に本部主導で実施されたバイオ医薬品使用促進について、金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことも踏まえ行政機関や薬剤師会と連携し使用促進を行う。

iii) 上手な医療のかかり方

・医療資源適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局の意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーション推進やリフィル処方箋の仕組み、医療相談ダイヤルの活用などの上手な医療のかかり方について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な広報を行う。

i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリ普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とする

・かかりつけ医・かかりつけ薬局の意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーション推進やリフィル処方箋の仕組み、医療相談ダイヤルの活用などの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な広報を行う。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とする

## 【機密性 2】

ためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI : 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする  
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

### ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 《企画総務 G》

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、京都府の取組の進捗状況を把握しつつ、医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。
- ・地域医療構想調整会議等において、医療費・健診データの分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信等を行う。
- ・新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。

【重要度：高】

ためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI : 1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする  
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする  
2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

### ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 《企画総務 G》

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、医療費データ等の分析結果を活用し、意見発信を行う。
- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

【重要度：高】

## 【機密性 2】

<p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>
<p><b>③ インセンティブ制度の実施及び検証 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</u></li><li>・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。</li></ul> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「健診体系の見直し」について、本部や健診機関と連携しながら効果的な広報を実施する</li><li>・<u>電子申請・けんぽアプリの利用促進のため積極的な広報を実施する</u></li><li>・WEB 等を活用した戦略的な情報発信</li><li>・SNS（LINE 公式アカウント）による加入者ニーズにあった情報発信の実施</li><li>・<u>本部が令和 7 年度に実施した認知度調査の結果や中長期的な広報戦略に基づき、定期広報誌や WEB 広告等を含めた多様な広報手段を効果的に組み合わせて、一貫性を持った広報を展開する。</u></li><li>・「現在値（いま）をみよう」をテーマとして、健康に関するデータを分析し関係団体や報道機関との「顔の見える地域ネットワーク」を構築しながら効果的に発信する。</li><li>・情報発信を通じて、加入者のヘルスリテラシーを向上させ「健康づくりサイクルの定</li></ul>	<p><b>③ インセンティブ制度の実施及び検証 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インセンティブ制度の周知広報</li></ul> <p>・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。</p> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「健診体系の見直し」にかかる広報</li><li>・令和 8 年度より順次拡大する健診について本部や健診機関と連携しながら効果的な広報を実施する</li></ul> <p>・WEB 等を活用した戦略的な情報発信</p> <p>・SNS（LINE 公式アカウント）による加入者ニーズにあった情報発信の実施</p> <p>・中長期的な広報戦略に基づき、定期広報誌や WEB 広告等を含めた多様な広報手段を効果的に組み合わせて、一貫性を持った広報を展開する。</p> <p>・「現在値（いま）をみよう」をテーマとして、健康に関するデータを分析し関係団体や報道機関との「顔の見える地域ネットワーク」を構築しながら効果的に発信する。</p> <p>・情報発信を通じて、加入者のヘルスリテラシーを向上させ「健康づくりサイクルの定</p>

## 【機密性 2】

<p>着」を図ることで京都府の健康寿命延伸につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み</li><li>・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施</li><li>・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催</li><li>・健康保険委員表彰の実施</li><li>・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。</li></ul> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>58.2%以上</b>とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、<b>毎月 2回以上</b> 情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を<b>前年度以上</b>とする</p> <p>○ <b>国際化対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>増加する外国人労働者に対応するため、関係団体や事業所、健診機関等から情報収集し、保険者としてできることを模索する。</u></li></ul>	<p>着」を図ることで京都府の健康寿命延伸につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み</li><li>・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施</li><li>・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催</li><li>・健康保険委員表彰の実施</li><li>・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。</li></ul> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>53.0%以上</b>とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、<b>毎月</b> 情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を<b>前年度以上</b>とする</p>
<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p>○ <b>組織や人事制度の適切な運営 《企画総務 G》</b></p> <p>① 事業運営方針発表会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織</li></ul>	<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p>○ <b>組織や人事制度の適切な運営 《企画総務 G》</b></p> <p>① 事業運営方針発表会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織</li></ul>

## 【機密性 2】

<p>目標を達成する。</p> <p><b>② 人事制度の適切な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。</li><li><u>次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人員配置を進める。</u></li></ul> <p><b>③ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。</li><li>リスク発生の抑制及び発生した場合の損失の最小化を図るため、<u>職場討議を通じた職員の意見集約を行い、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検証等の取り組みを実施する。</u></li><li>災害発生時における対応について、定期的に緊急時体制の確認を行うとともに、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。</li><li>的確な業務遂行のため実施する支部における点検について、実効性を高める取組を推進する。</li></ul> <p><b>④ 職員アンケート等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>職場を良くするための提案や組織目標を達成するための提案等の吸い上げや、意見交換・情報交換の機会づくりに努め組織運営に活用する</li></ul> <p>○ <b>職員の健康確保対策 《企画総務 G》</b></p> <p>① <b>産業医や健康づくり PT と連携した職員の健康管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用</li></ul>	<p>目標を達成する。</p> <p><b>② 人事制度の適切な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。</li><li>更なる保険者機能の強化・発揮に向け職員の能力・適正に応じた人事制度の見直しに対応した人員配置を進める。</li></ul> <p><b>③ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。</li><li>リスク発生の抑制及び発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検証等の取り組みを実施する。</li><li>災害発生時における対応について、定期的に緊急時体制の確認を行うとともに、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。</li><li>的確な業務遂行のため実施する支部における点検について、実効性を高める取組を推進する。</li></ul> <p><b>④ 職員アンケート等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>職場を良くするための提案や組織目標を達成するための提案等の吸い上げや、意見交換・情報交換の機会づくりに努め組織運営に活用する</li></ul> <p>○ <b>職員の健康確保対策 《企画総務 G》</b></p> <p>① <b>産業医と連携した職員の健康管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用</li></ul>
--	---

<p>した職員の健康管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>京都府との連携事業であるウォーキングイベント「けんぽウォーク」に支部としても参加し、全職員に参加を呼びかけることで健康増進を図る。</u></li></ul> <p>○ 働き方改革の推進 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協会職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱として働き方改革を推進する。</li><li>・具体的には、病気の治療、育児・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。また、<u>法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。</u></li></ul> <p>○ 人材育成 《企画総務 G》</p> <p>① 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li><li>・新人育成のための六角会を通じた研修の実施</li><li>・<u>基幹スタッフ登用を見据えた契約職員の育成及び基幹スタッフの役割や働き方の伝達</u></li><li>・<u>部を跨いた支部全体での勉強会の実施</u></li><li>・<u>日本年金機構との相互の勉強会及び意見交換会の実施</u></li></ul> <p>② 支部内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・e ラーニング等多様な研修機会を図ることで、職員の能力開発を促す。</li></ul>	<p>した職員の健康管理を行う。</p> <p>○ 働き方改革の推進 《企画総務 G》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協会職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱として働き方改革を推進する。</li><li>・具体的には、病気の治療、育児・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。また協会の一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li></ul> <p>○ 人材育成 《企画総務 G》</p> <p>① 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li><li>・新人育成のための六角会を通じた研修の実施</li></ul> <p>② 支部内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支部全体での勉強会の実施</li><li>・e ラーニング等多様な研修機会を図ることで、職員の能力開発を促す。</li></ul>
--	--

## 【機密性 2】

<p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 《企画総務 G》</p> <p>① 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。</li></ul> <p>② 適正な競争の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則、一般競争入札を行うことでコスト削減を図る。事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付すこととする。</li></ul> <p>③ 複数社見積もりによる調達の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。</li></ul> <p>④ 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。</li></ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>15%以下</b>とする</p>	<p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 《企画総務 G》</p> <p>① 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。</li></ul> <p>② 適正な競争の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則一般競争入札を行うことでコスト削減を図る。事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付すこととする</li></ul> <p>③ 複数社見積もりによる調達の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。</li></ul> <p>④ 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。</li></ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>15%以下</b>とする</p>
---	---